

# 袋井市水道料金等懇話会意見書 用語集

## 目 次

|   |                 |   |
|---|-----------------|---|
| 1 | 水道事業 用語集 .....  | 3 |
| 2 | 下水道事業 用語集 ..... | 6 |

# あ

### アセットマネジメント(資産管理)

持続可能な水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、現有資産の状態・健全度を適切に診断・評価するとともに、財政収支見通しを踏まえた更新財源の確保方策を講じる等により、更新事業の実行可能性を担保すること。

### eL-QR

地方税統一QRコードを用いた電子納付方法であり、eL-QR (QRコード)の読取り等により様々なキャッシュレス納付が可能となる。全国の金融機関での納付が可能であり、手数料も安価に抑えることができる。

# か

### 基幹管路

袋井市水道事業の管路のうち、導水管、送水管、口径150mm以上の配水管のこと。基幹管路は、各地区に水を配水する幹線的な管路であり、地震時等の被災時も市民への給水を確保する管路となる。

### 企業債

地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債。

### 企業債残高対給水収益比率

給水収益に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模を表す指標。高すぎる場合は借入が多く、低すぎる場合は必要な投資が行われていないなどの懸念があり、バランスの良い数値が求められる。

### 固定的経費

管路等の構造物やポンプ等の機器類の減価償却費や修繕費など、給水量の多寡には関係なく、水道施設を適正に維持していくために必要な固定費用。

### 減価償却費

固定資産の減価を費用として、その法定耐用年数期間で均等に負担させる会計上の処理により、収益的収支の支出に計上される費用。

## さ

### 最大稼働率

浄水施設能力に対する浄水施設と最大給水量の差の比率。

【計算式】

$$\frac{\text{浄水施設能力} - \text{最大給水量}}{\text{浄水施設能力}} \times 100$$

### 受水費

遠州水道からの上水道への受水に要する費用。2024～2028年度までの5年間の総括原価を想定し、それぞれの費用を固定費、変動費に振り分け、固定費に係る費用を基本料金、変動費に係る費用を使用料金として算出している。

【計算式】

$$\text{基本料金} = (\text{総括原価の内固定費}) \div \text{基本水量} \quad \asymp \quad 33\text{円}$$

$$\text{使用料金} = (\text{総括原価の内変動費}) \div \text{使用水量} \quad \asymp \quad 11\text{円}$$

### 需要家費

検針・集金関係費、量水器関係諸費等、主として水道利用者の存在により発生する費用。

### 水道料金算定要領

水道料金の算定方法を示した指針。「袋井市水道料金算定要領」は、公益社団法人日本水道協会の「水道料金算定要領」を参考に作成している。

## た

### 単一制

従量料金が、使用水量の大小に係らず単価が一定の料金体系。

### ダウンサイジング

将来の給水量の減少を踏まえ、管路の口径縮小や水道施設の施設の統廃合、再配置などを行うこと。

### 通減制

使用水量の増加に伴い、従量料金単価が低額となる料金体系。

## 通増制

使用水量の増加に伴い、従量料金単価が高額となる料金体系。(現在の料金体系は通増制を採用)

## 通増度

通増制の従量料金において、従量料金の通増度合を示す指標。最も高い従量料金単価と最も安い従量料金単価の比率。

# な

## 内部留保資金

建設改良費等の水道事業会計の補てん財源として使用しうる資金のことで、損益勘定留保資金、利益剰余金、建設改良積立金等をいう。

## 二部料金制

使用水量の有無に係らず支払う基本料金と、使用水量に応じて加算される従量料金で構成される料金制。これに対し、定額料金もしくは従量料金のみで構成されるものを一部料金制という。

# は

## 平均改定率

料金算定期間中における、現行料金体系収入に対する新料金体系料金収入の比率。

# や

## 有収水量

配水施設から配水された水のうち、料金収入となった水量。

## 有収率

配水量に対する有収水量の割合。

# ら

## 料金算定期間

水道料金の算定にあたり、水道事業の収支を試算した期間。通常3～5年程度とされている。

### あ

#### 汚水処理の概成

今後、汚水処理施設は新設から維持管理の時代へ移行することを踏まえ、国から「都道府県構想策定マニュアル（H26.1）」において、汚水処理の概成の目標年度が令和8年度と示された。概成の目標の目安は、汚水処理人口普及率 95%以上で、この達成が困難な自治体については、下水道区域の見直しを含めた都道府県構想の見直しが要請された。

#### 汚水

下水道法の定義では、生活又は生産活動などの事業に起因して生ずる排水。

具体的には、生活雑排水、水洗便所からのし尿、工場や事業場から排出される工場排水など。

### か

#### 改定率

使用料算定期間中における現行使用料収入と新使用料収入の比率。

#### 基準外繰入金

繰出基準に該当しない一般会計繰入金。使用料で賄うべき費用（私費負担分）に対する使用料収入の不足分等が該当する。

#### 基準内繰入金

総務省が定める繰出基準により、一般会計が負担することが認められた経費。分流式下水道に要する経費、水質規制費等が該当する。

#### 供用開始

公共下水道や農業集落排水処理施設が整備され、下水処理場により処理が可能となり、各戸において下水道へ接続できる状態となること。下水道管理者は、供用を開始しようとするときに、開始年月日や下水道区域を公示しなければならない。

#### 経営戦略

公営企業が将来にわたって安定的を継続していくための中期的な基本計画で、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画（投資計画）と、財源の見通しを試算した計画（財源計画）を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で収入と収支が均衡するように調整した収支計画。

## 下水

下水道法第2条で「生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは附随する廃水又は雨水をいう。」と定義されている。

## 公営企業

地方公共団体が運営する事業のうち、地方公営企業法を適用した事業で、公営企業会計方式が導入される。民間企業に近い会計方式であり、独立採算制を基本とした事業運営が求められる。

下水道事業は任意適用となっているが、国から人口3万人以上の市町は令和2年度までに下水道事業についても地方公営企業法を適用するよう要請された。

## 公共下水道事業

主に市街地における下水を排除又は処理するために、地方公共団体が管理する下水道であり、国土交通省が管轄する。

## 固定費（固定的経費）

下水道施設維持管理のために必要な経費から需要家費を控除したもの。汚水排出量の多寡に関係なく発生する費用。施設の維持管理に必要な委託料、手数料、負担金、人件費等。

# さ

## 資本費平準化債

下水道事業は先行投資により施設を整備するため、その負担をすべて使用者に求めると、下水道使用料を高くせざるをえず、後年の使用者から徴収すべきところを現在の使用者が負担することになり、世代間の公平性を欠くことになる。その対策として資本費（元金償還金）の一部を後年度に繰り延べるために発行する企業債のこと。

## 受益者負(分)担金

都市計画法に基づき、都市計画区域内で下水道による利益を受ける住民が、建設事業費の一部を負担する制度。都市計画区域外については、地方自治法に基づき、分担金として徴収される。

## 従量料金

使用水量の多寡に応じ、水量と単位水量あたりの価格により算定し、賦課される料金。1 m<sup>3</sup>あたりの使用水量に応じてかかる料金。

## 使用料単価

有収水量 1 m<sup>3</sup>あたりの使用料収入で、下水道使用料で賄うべき費用をいう。平成 26 年度に国から使用料単価を最低限 150 円/m<sup>3</sup>まで引き上げるよう示された。

## 水洗化率

下水道による処理が可能となった区域において、下水道に接続し、水洗便所等を使用可能となった人口の割合。

## ストックマネジメント計画

日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故の発生や機能停止を未然に防ぐとともに、ライフサイクルコストの低減化、予算の最適化を踏まえた予防保全型管理を行うために策定する下水道施設全体を一体的に捉えた修繕・更新計画。  
計画期間は概ね 5～7 年とし、5 年ごとに評価や見直しを行う。

## 全体計画区域

公共下水道の将来的な整備計画を含む市全体の下水道整備区域。

## た

### 独立採算制

公営企業がその経費を事業経営に伴う収入で賄うこと。経費負担の公平性、企業経営の自主性の確保を目的とする。

## な

### 農業集落排水事業

農業用排水の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥を処理する施設を整備する事業であり、農林水産省が管轄する。

## は

### 包括的民間委託

下水施設の維持管理において、民間委託の業務範囲を拡大し、民間のノウハウを活用して、コスト縮減等を図る方法。

## や

### 有収水量

終末処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量有収水量。

## 有収率

終末処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量の割合  
$$\text{年間有収水量} \div \text{年間汚水処理量} \times 100$$

ら

## 累進制

使用水量の増加に応じて使用料単価が高くなる料金体系のこと。

## 累進度

累進性を計るための指標。

計算方法：最大水量単価  $\div$  1 m<sup>3</sup>当たりの最小単価

{ 1 m<sup>3</sup>当たりの最小単価：(基本料+最小単価  $\times$  第1段水量)  $\div$  第1段水量